

Vol.6

お知らせ

平成 19 年 11 月 26 日

平成 19 年 9 月 3 日に厚生労働省から「膀胱水圧拡張術」が[先進医療]に記載されました。今後、この医療を行うためには、各都道府県の社会保険事務局に「様式」に従って申請を行い、認められれば「先進医療」としてこの費用のみ自費診療を行うこととなります。届出もせず、「EF 膀胱一尿道等」で代替請求を行いますと不正請求となり「返還の対象」となりますのでご注意ください。申請方法は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

「膀胱水圧拡張術」以外に泌尿器科関連では、8つの[先進医療]が認められています。厚生労働省の指導医療官よりまだまだ届出を行わないで[先進医療]を行っている医療機関があると指摘を受けていますので、必ず届出を行って許可を受けてから医療行為を行ってください。

膀胱水圧拡張術の先進医療に関する Q&A

Q1: 申請するのに施設の基準はありますか？

麻酔科医、入院施設、看護基準(10 対 1 以上)、実績 5 例以上などが必要です。

詳しくは、厚生労働省のホームページで確認して下さい。

Q2: 施設基準に合致しない施設では膀胱水圧拡張術は行えませんか？

その通りです。類似した手技で請求すると不正請求となります。

ただし、全くの自由診療であれば、どこの施設でも施行可能です。

Q3: 膀胱鏡だけでも請求できませんか？

間質性膀胱炎を対象とする限り、類似した診療は保険診療としては行えません。

それ以外の疾患として行うか、自由診療として行うかのいずれかとなります。

Q4: 実績として報告する症例は、代替請求をしたと見なされ返還を要求されませんか？

返還請求はされません。

Q5: 麻酔料は先進医療に含まれますか？

技術が先進医療ですので、その他の使用した薬剤、麻酔料、麻酔管理料等全て 保険請求できます。

Q6: 膀胱水圧拡張術の手技料はどのように決めればよろしいでしょうか？

各医療機関で自由設定できます。地域の社会保険事務所から入手した書式に従い、実費、減価償却、人件費などを積算して決めて下さい。申請時が約 5 万円ですので、その前後の価格設定が妥当でしょう。

Q7:手技料は保険収載の際の点数と関連して、高く設定すべきですか？

保険収載された場合の点数は先進医療の手技料とは別の方法で決められるので、その点を考慮する必要はありません。

Q8:どれくらいの期間このような形式で行うのですか？

保険収載の有無も含めて未定です。

本 Q&A の内容は、厚生労働省監査指導室に確認済です。